

職員の懲戒処分について

令和6年7月31日

消防本部総務課

当消防組合では、地方公務員法及び佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の懲戒の
手続及び効果に関する条例に基づき、令和6年7月31日付けで、下記のとおり職
員の懲戒処分を行いました。

記

1 被処分者

主任（消防司令補）、62歳

2 処分内容

停職6月

3 処分年月日

令和6年7月31日 同日付依願退職

4 事案の概要

令和6年3月頃から、インターネットのフリーマーケットサイトにお
いて、貸与品等を販売し収益を得た。また、本件発覚後、当初は貸
与品等を身内が勝手に出品し販売したと虚偽報告を行った。

5 監督責任

消防署長に対して消防長口頭注意

6 消防長のコメント

今回の事案は、住民の信頼を損なうもので誠に遺憾であり、深くお
わびを申し上げます。今後は、再発防止に向け対策を徹底し法令遵守、
公務員倫理の向上を図り、住民の皆様信頼される消防機関であり続
けられるよう努めてまいります。